

# 「富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくり」行動計画

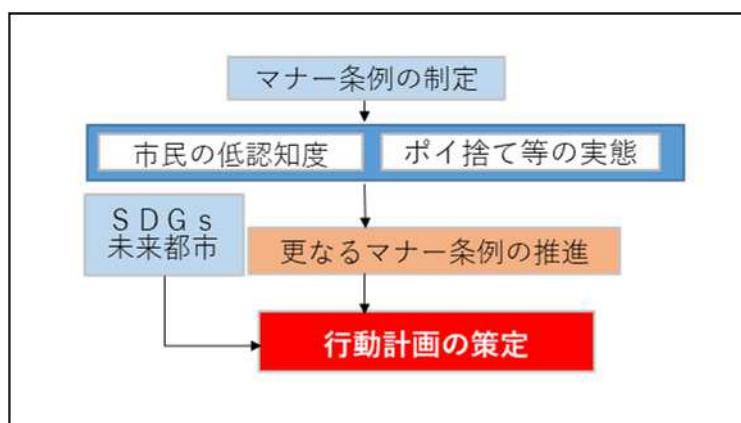
## 1. 行動計画策定の趣旨

### (1) 行動計画策定の経緯

富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例（通称：マナー条例）は、平成28(2016)年6月1日に施行され、これまで周知に力を注いできましたが、条例施行から4年後の令和2(2020)年に実施された、第3次富士市環境基本計画策定時のアンケート調査では、その認知度は31.1%でした。

また、現状も市内では、たばこの吸い殻やペットボトル、空き缶などのポイ捨てが散見され、ポイ捨てを抑止することが環境行政に期待する取組の第1位となっています。一方、ポイ捨てをしないように心がけている人は、約9割に上り、ほとんどの市民はまちの美化について高い意識を持っています。

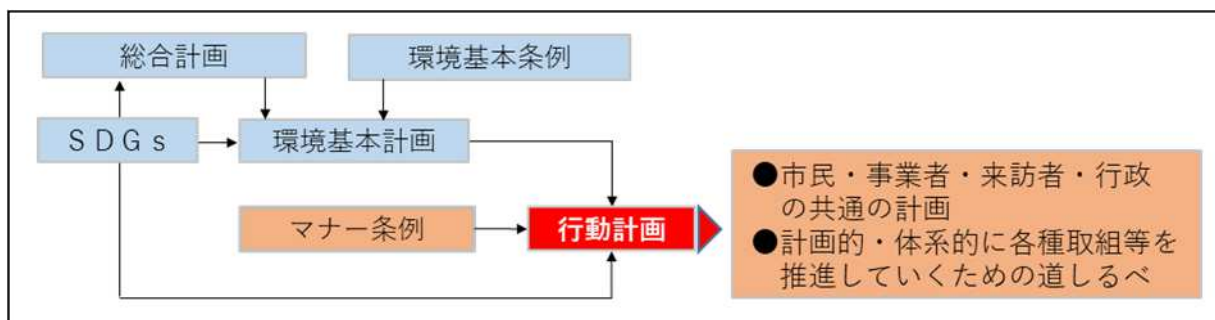
このため、マナー条例の認知度を上げるとともに、SDGs未来都市の指定も考慮し、美化活動への参加に意欲のある市民が活動しやすい環境をつくるため、市の果たすべき役割を明らかにし、市民、事業者、来訪者に期待する行動を示す計画を策定することとしました。



### (2) 行動計画の位置づけ

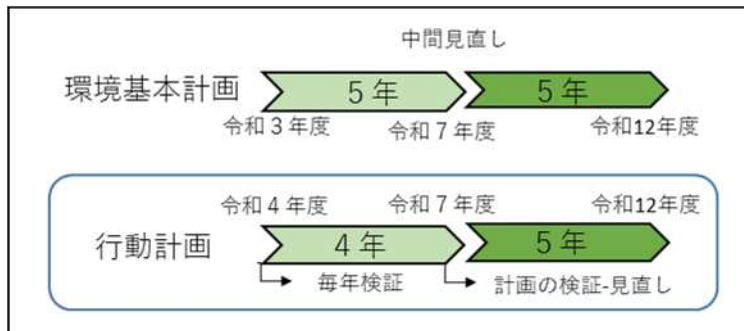
本計画は、「第三次富士市環境基本計画」に掲げられた基本目標4「資源を有効に活用するごみのない美しいまち」の、個別分野4-3「美しいまちにする」を実現するための方策の一つとして位置づけます。

本計画は、マナー条例の基本理念を具現化するための、市民、事業者、来訪者、行政の共通の計画であり、これを踏まえた行動を実践することにより、ごみのない美しいまちを目指します。



### (3) 行動計画の期間

本計画の対象期間は、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの9年間とし、中間見直し時期及び終期を「第三次富士市環境基本計画」の計画期間と合わせます。



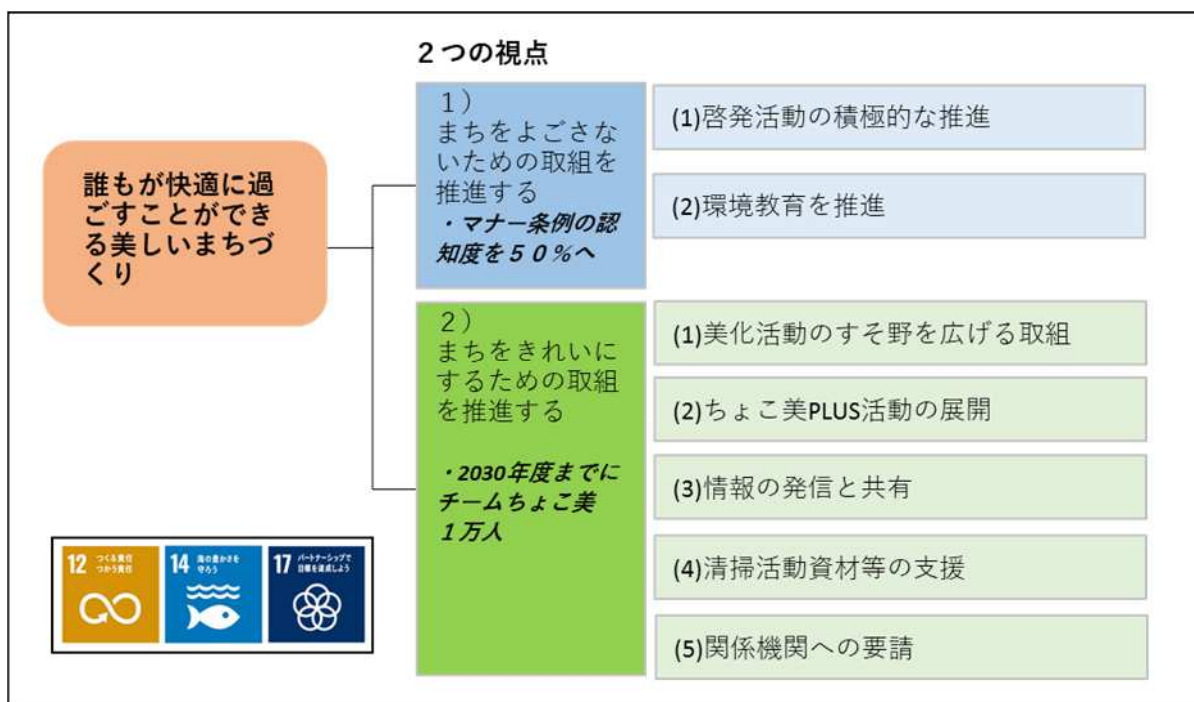
## 2. 目指す将来像と取組の方向性

マナー条例が目指す将来像である、「誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの実現」に向け、快適な生活環境を保全する“まちをよごさない”、快適な生活環境を創造する“まちをきれいにする”の2つの視点から行動計画を策定し、取り組んでいきます。

まちをよごさない取組を推進するため、啓発活動を充実させ、様々な場や機会を通じて環境教育を展開し、条例の認知度を高めます。

まちをきれいにする取組を推進するため、美化活動のすそ野を広げる取組、情報の発信と共有、物資等の支援、関係機関への要請などの取組を示し、意欲のある市民が自発的に美化活動に取り組める仕組みをつくります。

さらに、SDGs未来都市として、SDGsに掲げる目標のうち、本計画と関連のある「目標12 つくる責任つかう責任」、「目標14 海の豊かさを守る」、「目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう」を意識しながら計画を推進します。



### 3. 市の役割と取組

ごみのない美しいまちをつくる取組を総合的に実施します。また、禁止行為や氏名公表等の条例内容を周知するとともに、広報や情報提供に努め、市民、事業者等の自発的な環境美化活動を支援します。

#### まちをよごさない

◆目標 マナー条例の認知度を50%に上げる。(※令和2年調査時は31.1%)

#### (1) 啓発活動の積極的な推進

各種イベントや美しいまちづくりの日(6月1日)などの機会を捉え、年間を通してキャンペーンに取り組み、さまざまなメディアを活用して啓発活動を行います。このことにより、禁止行為や氏名公表がされる等、条例の内容について、確実に周知を図ります。

##### ア キャンペーンイベントの実施

- ・美しいまちづくりの日等におけるイベントの開催
- ・美化活動時におけるビブスの着用等によるPR活動
- ・富士まつり、町内会(区)の諸行事等におけるアナウンス

##### イ メディアの活用

- ・市ウェブサイトの活用
- ・広報紙への掲載
- ・SNSの活用
- ・地方紙、ラジオエフへの情報提供
- ・シティプロモーション施策の活用

##### ウ 広報物品による啓発

- ・ポスター、チラシを作成し、市有施設、町内会(区)、事業所等で掲示
- ・外国人転入者へやさしい日本語版のチラシを配布
- ・のぼり旗、横断幕の掲出
- ・広告塔・美化推進重点区域の看板の更新
- ・広報物品の検討、作成

##### エ 来訪者への啓発

- ・公共交通機関への啓発、協力依頼(啓発ステッカー等の貼り付け等)
- ・宿泊施設への啓発依頼
- ・富士川楽座、道の駅等での啓発
- ・市内観光施設での啓発
- ・美化推進重点区域における啓発

##### オ その他の啓発活動

- ・犬の新規登録者に対する窓口での指導及びチラシの配布(ペットショップ等)
- ・富士環境衛生自治推進協会(富士環自協)との協力体制による啓発(看板作成等)
- ・「幸せの黄色いチョーク(放置ふんマーキング用)」の配布

## (2) 環境教育の推進

学校、地域、職場における環境美化の学習への機会を提供し、活動を支援します。

### ア 学校教育での取組

- ・「美しいまちづくり」活動参加への働きかけ
- ・環境学習用冊子の配布
- ・ごみの出前講座の開催
- ・ボランティア証明書の発行の紹介

### イ 市民を対象にした取組

- ・イベント、講座、地域の学習会等への環境アドバイザー、市環境部職員の派遣
- ・マナー条例に関するスローガンの募集

### ウ 公共施設を利用した取組

- ・新環境クリーンセンター見学時におけるマナー条例の紹介
- ・新環境クリーンセンター工場棟、循環啓発棟に、マナー条例、「チームちょこ美」の展示コーナーを設置

### エ 事業所を対象とした取組

- ・マナー条例に係る活動の周知
- ・従業員への環境教育の依頼

## まちをきれいにする

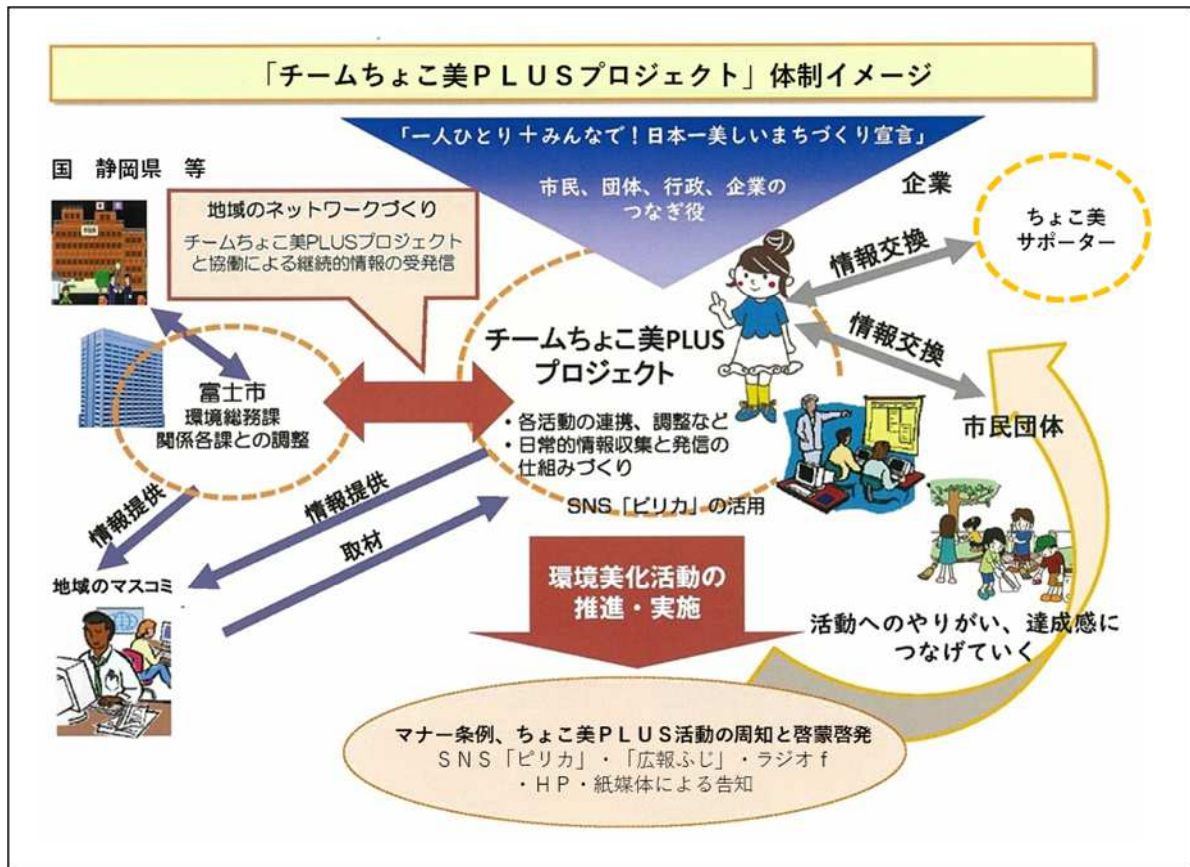
◆目標 2030年度までに、「チームちょこ美」の登録活動人数1万人をめざす。

### (1) 美化活動のすそ野を広げる取組

- ・各種イベント等における「チームちょこ美」登録への啓発活動展開
- ・「チームちょこ美PLUSプロジェクト」事務局の設置、運営
- ・「チームちょこ美PLUSの集い」の開催
- ・美しいまちづくりイベントの企画、開催
- ・美化活動イベントの情報収集、取材、記録
- ・ボランティア活動参加証明書の発行
- ・「ちょこ美サポーター」の募集・登録
- ・「チームちょこ美PLUSプロジェクト会議」の開催
- ・ふじクリーンパートナー事務局の運営

### (2) ちょこ美PLUS活動の展開

- ・美化活動イベント等への参加依頼
- ・ちょこ美PLUS活動PR等の依頼
- ・ちょこ美PLUS活動の新規検討



### (3) 情報の発信と共有

- ・市ウェブサイトを活用し、美化活動情報を更新する
- ・ごみ拾いSNSアプリを導入し、市民、事業所、団体のごみ拾いの記録を共有
- ・ごみ拾いSNSアプリを併用した「ごみマップ」の作成
- ・「チームちょこ美」登録者間のイベント予定及び結果の共有
- ・表彰制度の創設と実施
- ・「チームちょこ美」登録者への情報便（お知らせ）の発信

### (4) 清掃活動資材等の支援

- ・まちづくりセンターへ資材の配備（ごみ拾い用トング等）
- ・ボランティア袋の回収の周知
- ・清掃活動時におけるピブス等の貸出
- ・「ちょこ美活動用ごみ袋」の作成、配布
- ・美化推進重点区域の指定と活動の促進

### (5) 関係機関への要請

- ・国、県、市、鉄道会社、高速道路管理会社等へ、自己管理区域の環境美化管理の要請

## 4. 各主体に期待する行動

### (1) 市民に期待する行動

市が実施する取組に協力し、市内の美化のための日常的な活動を行うこと。

#### まちをよごさない

- ・ごみを捨てない
- ・飼い犬等のふんはきちんと始末し、持ち帰る
- ・喫煙マナーを守る

#### まちをきれいにする

- ・「チームちょこ美」への登録
- ・ちょこっと美化活動への取組実施（家のまわりや勤務先、学校周辺等）
- ・ちょこ美PLUS活動への参加
- ・地域の清掃活動、公園、道路、河川等の清掃への積極的な参加

### (2) 事業者に期待する行動

市が実施する取組に協力し、日常的に事業所周辺の美化活動を行うこと。

#### まちをよごさない

- ・従業員へのポイ捨て禁止指導
- ・周辺環境に配慮した喫煙場所の設置
- ・自動販売機設置者は、必ず回収容器を設置
- ・マナー条例啓発看板、ポスター等の設置に協力
- ・市と連携した啓発品等の製作協力

#### まちをきれいにする

- ・地域の清掃活動、公園、道路、河川等の清掃への積極的な参加
- ・「ふじクリーンパートナー」への登録
- ・ちょこ美サポーターへの登録

### (3) 来訪者に期待する行動

市が実施する取組に協力し、快適な生活環境の保全に努めること。

#### まちをよごさない

- ・ごみを捨てない
- ・飼い犬等のふんはきちんと始末し、持ち帰る
- ・喫煙マナーを守る
- ・汚してしまったときは清掃をする “来た時よりも美しく”

## 5. 実施体制

- ・本計画に基づき、市、市民、事業者が協働して取組を推進します。
- ・市は取組について、年度毎に目標を設定します。
- ・中間年度及び最終年度に、市民等を対象としたアンケート調査を実施し、マナー条例の認知度を確認します。

- ・市は取組について、各年度末、計画中間年度及び計画最終年度にセルフレビューを行い、この結果を次年度以降の取組に反映します。
- ・取組の実施状況及びセルフレビューの結果は、市ウェブサイトで公開します。また、環境基本計画の実績をとりまとめた報告書により環境審議会と環境政策推進委員会に報告します。

## ※用語解説

- ・美しいまちづくりの日  
マナー条例の施行日「6月1日」を、自宅、事業所、地域の美化に心掛ける日と定めた。
- ・美化推進重点区域  
市長が指定した、「誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくり」を特に推進する必要があると認める公共の場所。令和4年3月末日現在、富士本町通り、吉原本町通り、吉原東本通り（3丁目）、富士山登山ルート3776が指定されている。
- ・幸せの黄色いチョーク（放置ふんマーキング用）  
放置された飼い犬等のふんを黄色いチョークでマークし、発見した月日と時刻を記入する。監視効果により、翌日にはふんが片付いていた例がある。
- ・チームちょこ美  
「ごみを捨てない」、「まちを汚さない」という意識を持ち、「ごみが落ちていたら拾う」という「ちょこっと美化活動」を推進していくチームで、活動の趣旨に賛同する市民で構成される。
- ・ちょこ美PLUS活動  
「ちょこっと美化活動」から一步踏み出し、団体等が実施する美化活動、市が依頼するPR活動、見回り等に参加、協力すること。
- ・ちょこ美サポーター  
チームちょこ美PLUS活動に賛同し、協力する団体等。
- ・チームちょこ美PLUSプロジェクト  
チームちょこ美とちょこ美サポーターを繋ぎ、協働を推進する仕組み。
- ・チームちょこ美PLUSプロジェクト会議  
チームちょこ美PLUSプロジェクトの参加者による情報交換等を行う会議。
- ・ふじクリーンパートナー  
道路や公園などにおいて美化活動を実施する団体、事業所が「ふじクリーンパートナー」として市に登録し、市は清掃物品の支給やごみの回収などの支援を行う、官民協働で行う環境美化の取組。